

## 患者権利憲章および患者責務

そよかぜ診療所は、へき地における医療の充実を目指す自治医科大学建学の精神に則り、

- 1、予防医学、外来診療（慢性期疾患の管理）、在宅医療を行っていく。
- 2、プライマリーケアに徹し、早期発見、早期治療に重きをおく。
- 3、地域住民が安心して暮らせるようサポートする。

を理念とし、公立梁瀬医療センターとの緊密な連携により継続性のある医療の提供を心がけています。この目的を遂行するため、ここに「患者権利憲章」を制定します。

1. 患者さんは、時と場所に応じた適切な医療を受ける権利があります。
2. 患者さんは、医療提供者と相互の人格、価値観を尊重したうえの協力関係の下で医療を受ける権利があります。
3. 患者さんは、病状と経過、検査や治療の内容などについて、十分な説明を受ける権利があります。
4. 患者さんは、医療内容の選択につき、自らの意思を示す権利があります。
5. 患者さんは、自らの診療情報の開示を求める権利があります。
6. 患者さんは、公序良俗に反しない限り、診療上得られた個人情報を守秘される権利があります。
7. 患者さんは、継続的な医療を受けるため、必要に応じて適切な医療機関の紹介を受ける権利があります。

## 権利に伴う患者責務

1. 患者さんには、医療提供者に対し、診療に必要な情報をできるだけ正確に伝える責務があります。
2. 患者さんには、すべての患者さんが快適に診療をうけられるようお互いに配慮する責務があります。

3. 患者さんには、すべての患者さんが快適な医療を受けられるように診療所内の規則と職員の指示にしたがう責務があります。

平成 27 年 6 月 1 日

医療法人社団そよかぜ

そよかぜ診療所